

# 令和8年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

**活動方針**  
 駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。  
 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。

活動路線	◎ 最重点路線	
	路 線 ( 区 間 )	重点時間帯
	道道札幌夕張線(南郷通) 菊水3条1丁目から南郷通21丁目までの間及びその周辺	5時～22時
	道道札幌環状線 東札幌1条6丁目(東北通)交差点から 中央2条7丁目(平和通)交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	市道水源地通 栄通7丁目(東北通)交差点から 平和通7丁目南(平和通)交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点路線	
	路 線 ( 区 間 )	重点時間帯
	国道12号線 本通21丁目南交差点から 菊水9条1丁目交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	市道東北通 栄通21丁目交差点から 菊水1条1丁目交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	平和通 流通センター6丁目交差点から 菊水上町2条1丁目(平和大橋)までの間及びその付近	5時～22時
◎ 最重点地域		
地 域	重点時間帯	
地下鉄菊水駅地区 菊水1条1丁目から4丁目まで及びその周辺 菊水2条1丁目から3丁目まで及びその周辺 菊水3条1丁目から4丁目まで及びその周辺 菊水4条1丁目から3丁目まで及びその周辺 菊水5条1丁目から3丁目まで及びその周辺	5時～22時	
地下鉄東札幌駅地区 東札幌2条1丁目から3丁目以北から		

活動地域

東札幌4条1丁目から2丁目以南までの間及びその周辺	5時～22時
<b>地下鉄白石駅地区</b> 東札幌2条5丁目から6丁目以北から 東札幌6条5丁目から6丁目以南までの間及びその周辺 南郷通1丁目南以北から 本郷通1丁目南以南までの間及びその周辺 南郷通2丁目南以北から 本郷通2丁目南以南までの間及びその周辺	5時～22時
<b>地下鉄南郷7丁目駅地区</b> 南郷通6丁目南以東から南郷通9丁目南以西まで 及びその周辺 南郷通6丁目北以東から南郷通9丁目北以西まで 及びその周辺 本郷通6丁目南以東から本郷通9丁目南以西まで 及びその周辺	5時～22時

◎

重点地域

地 域	重点時間帯
菊水地区(菊水全域)	5時～22時
東札幌地区(東札幌全域)	5時～22時
南郷通地区(南郷通全域)	5時～22時
本郷通地区(本郷通全域)	5時～22時
栄通地区(栄通全域)	5時～22時
本通地区(本通全域)	5時～22時
<b>菊水上町地区</b> 菊水上町1条から2条までの間及びその周辺	5時～22時
<b>中央地区</b> 中央1条から2条までの間及びその周辺	5時～22時
<b>平和通地区</b> 平和通1丁目南から17丁目南までの間及びその周辺	5時～22時

札幌方面白石警察署